就 職

1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR,就職先開拓のため、学内に就職課及びキャリア支援センター、就職委員会が設けられています。

就職課では、就職を希望する学生に対して、就職支援講座(各種模擬試験・面接対策研修・ エントリーシート対策・履歴書対策等)、就職指導・相談を行っています。学生は、希望の 企業に応募することはもちろん、本人の学力・能力・性格により教授名で推薦する『教授推 薦』制度があります。

また、3年次に「就職ガイドブック」を就職ガイダンスにて配布しますので、必ず出席してください。

さらに、本学に寄せられた 5 万件以上の求人情報データは、専用ユーザ I D・学籍番号・パスワードにより、本学ホームページから「求人検索N A V I 」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートホン等からも簡単に検索出来る他、各種支援講座の申込みも出来ます。

学生の就職手続き及び就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われています。

就職活動に於いてわからないことがありましたら、就職課へ相談してください。

2. 就職斡旋細則

- 1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。
 - (1) 本学において就職斡旋を希望する学生(以下希望者という)は、本細則を遵守しなければならない。
 - (2) 卒業生及び中退者についても、本細則を準用する。
- 2. 就職希望者(自営,縁故,自由応募を含む)は、所定の登録をしなければならない。
- 3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。
- 4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験通知、採否(内定)通知などは、直ちに就職課に届出なければならない。

- 5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。 従って、他に応募中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋を行わない。
- 6. 就職に関する連絡は、学内掲示板または求人検索NAVI内お知らせやメール配信にて行います。
- 7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。 就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取 消し、または中止する場合がある。